

提案競技質問・回答書

令和7年12月19日

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答内容
1	資料1 提案・評価項目表	(5)地場企業の活性化	・効率的な支援を行うため、受託後に、福岡市に作業拠点(支店もしくは営業所)を開設する予定ですか ・支店もしくは営業所の開設を提案書に記載した場合、地場企業加点されますか	・提案書の提出締切時点(令和8年2月3日)で、主たる事務所(本店、支店、支社、営業所など)を有していることが確認できない場合は、加点の対象となりません。
2	資料2 提案書作成要領	1 提案内容 (3)(ア)追加提案等	・「令和9年度から令和13年度の本業務の遂行にかかる見込費用及びその根拠」は資料5 6-2マスタスケジュールを前提に記載する理解でよろしいでしょうか ・生活保護の構築スケジュール等、マスタスケジュールと資料3で乖離がみられる業務があります。また、住民登録等、再構築済のシステムの中にも作業が発生する可能性があると考えています ・マスタスケジュールの内容に変更があった際は、必要に応じて再見積させていただける理解でよろしいでしょうか	・お見込みのとおりです。ただし、募集要項にも記載しておりますが、現在、システム刷新計画の改定を行っているところです(令和7年12月中を予定)。 改定が終りましたら、市ホームページに掲載するとともに、参加申込を頂いている事業者様に対しましては個別にメールをさせて頂きますので、改定後のマスタスケジュールを前提として記載を行ってください。 ・上述のとおり、システム刷新計画改定後のマスタスケジュールを前提とした検討をお願いします。 ・資料5 6-2マスタスケジュールの左側で「システム刷新後期」と記載の範囲のもの(中～下段付近)が、BPRのスコープ範囲となっていますので、住民登録等の再構築済システムで発生する作業は本業務のスコープ外となります。 ・お見込みのとおりです。令和9年度以降にマスタスケジュールの変更があった場合は、必要に応じて協議のうえ、再見積もりを行って頂く想定です。
3	資料3 システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託 提案仕様書	7 業務内容 (1)(イ)技術支援	・RFI等を行う可能性のある現行システムは、障がい者福祉と生活保護の理解でよろしいでしょうか(6.業務実行体制で網掛されているが、7.(2)にて令和8年度対象になっていないシステム)	・RFIを行う可能性という点では、ご記載頂いている「障がい者福祉システム」「生活保護システム」のほか、「国民健康保険等システム」(国民健康保険と後期高齢者医療保険)、「高齢者福祉システム」につきましても可能性があります。 ・なお、RFIの実施に係る支援については別の契約となりますので、本契約のスコープではありません。RFIの状況を踏まえた課題検討のための助言を求めるものです。
4	資料3 システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託 提案仕様書	7 業務内容 (2)(ア)個別プロジェクトの立ち上げ支援	・研修受講者数の想定を、対象システム別にお示しください(研修の実施回数) ・研修会場や機材について、受託者が用意すべきものがあればお示しください ・研修をWEB会議や動画で行う事は可能でしょうか	・システムによって関係課・関係者数が異なるため、一概に受講者数を示すことはできませんが、個別プロジェクトの立ち上げ時における研修は、いずれのシステムでも1回程度を想定しています。関係課が多いシステムでは、研修回数が増える可能性があります。 ・個別プロジェクトの立ち上げ支援時における研修会場や機材について、研修会場は原則、市が調整・準備します。また、機材についても一般的な機材(プロジェクターやスクリーン、スピーカーフォンなど)は市側で準備しますので、それら以外の特殊な機材につきましては受託者様でご用意ください。 ・また、インターネット環境は市側で準備ができないので、受託者様でご用意ください。 ・WEB会議や動画で行うことも可能ですが、立ち上げ支援時の研修は関係者全員がまだ面識がない時期であるため、対面での研修が望ましいと考えます。また、市の情報セキュリティ規定の関係で使用頂くツールによっては、対応ができないまたは手続きが煩雑となる可能性もありますので、適宜協議のうえ、最適な方法で立ち上げ支援を行って頂きたい。
5	資料3 システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託 提案仕様書	7 業務内容 (2)(ア)個別プロジェクトの立ち上げ支援 (イ)個別プロジェクト管理支援 (3)品質管理 ※市で一部修正	構築プロジェクトが作成する工程ごとの成果物の精査(前工程の成果物と比較して不整合がないか等)を行う記述があります。 例として示されている「基本設計書」には開発ベンダーのPKGIに該当する箇所は含まれないと認識でよろしいですか	・開発ベンダーのパッケージであったとしても、以下の理由から成果物の精査に含まれます。 ■主な理由 ・自治体システムの標準化における機能要件として、オプション機能があり、標準化システムであっても全ての動作が同一というわけではないこと ・本市においては、標準化対象以外の市独自施策を有する場合があること ・自治体システム標準化の適合性確認の責任は自治体が有していること
6	資料3 システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託 提案仕様書	7 業務内容 (4)刷新端末調査・導入支援	・導入する端末は、システム毎の専用端末でしょうか(複数システムで共用されますか) ・共用端末である場合、マスタ管理も本業務に含まれますか、その場合、マスタ数(共用システムの組み合わせ)についてお示しください ・フロア図等を作成する必要のある拠点の数についてお示しください ・全フロアの立会を受託者が行う必要があります。また、鍵開けや設置位置の指示、設置後の動作確認(ログイン)等、関係課の担当者様に実施頂ける作業があればお示しください	・システムを刷新する時期における他システムの状況等も踏まえて、相乗り含め最適な導入方法を調査・検討します。結果として、専用端末の場合も、共用端末となる場合もあります。 ・刷新端末については、本市においては「統合運用管理」業務においてマスタ管理を行う仕組みを構築しているため、共用端末の場合でもマスタ管理までは本業務に含まれません。 ・主な事例として、業務所管課(市本庁部門)と7区役所・2出張所等の組み合わせが多いですが、システムにより関係先が異なるため都度調査が必要となります。 例: 令和7年度刷新システム(特別児童扶養手当システム) 8拠点／本庁1拠点、区役所7拠点
7	資料3 システム刷新に係るプロジェクト管理支援業務委託 提案仕様書	8.成果物	・当社が成果物作成の際に利用するツールや、コミュニケーションツールに指定はありますか ・例えば、刷新端末調査・導入支援で作成するフロア図でMicrosoft Visioを利用する必要がある、等	・特に定めのない場合はMicrosoft Office365で読み込み可能なツールで作成してください。なお、成果物の提出については、電子データ(方法は別途協議)といたします。 ・例示されているフロア図は、既に各拠点で作成済のものがあり、端末調査・導入支援の際に、適宜更新することを想定しており、ゼロベースで作成することは想定しておりません。
8	提案書作成要領(資料2)	p.3	「(5)地場企業加点」について、「福岡市に主たる事務所を有している」かどうかは、提示する「会社概要(パンフレットなど)で把握できれば問題ないでしょうか。 ※何かこちらから提示する資料で証明する必要はありますでしょうか。	・パンフレットなどで、主たる事務所(本店、支店、支社、営業所など)を有していることを市が確認できれば問題ありません。 (市側で確認できる場合は、法人登記簿等の公的証明書の提出までは必要ございません。)
9	提案書作成要領(資料2)	p.3	「2. 提案書の作成方法」「(3)枚数」について、「様式5(実績表)」と「様式6(実施体制)」は提案書のページ数に含まれる理解で問題ないでしょうか。	・お見込みのとおりです。「様式5(実績表)」「様式6(実施体制)」は、提案書のページ数に含まれます。